

令和2年5月15日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会  
会 長 玉 卷 弘 光

特別定額給付金給付事業に係る要配慮個人情報の取扱い、個人情報の本人外収集、目的外提供等及び本人通知の省略について（答申）

令和2年5月11日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づく要配慮個人情報の取扱い、第9条第3項第6号の規定に基づく本人外収集及び同条第5項の規定に基づく本人通知の省略並びに第10条第1項第4号の規定に基づく目的外提供等及び同条第2項の規定に基づく本人通知の省略については、5月15日開催の審査会での審議の結果、条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。